

平成22年7月22日
役員会決定

宮崎大学構内における撮影についての取扱要領

1. 目的

この要領は、宮崎大学構内（以下「構内」という。）において行う映画、テレビドラマ等の撮影に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 撮影許可範囲

①この要領は、構内において行う次に掲げる撮影について適用する。ただし、報道に関するものを除く。

- ・映画、テレビドラマ、CM等の撮影
- ・広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のために行う写真撮影
- ・教材その他資料等の制作のための撮影

②本学の教育研究等の妨げにならない範囲（時間・場所等）で行うものとする。

③次に該当すると判断されるものは認めないものとする。

- ・本学を意識的に悪意を持って報道し、又は嘲笑する意図を持つもの。
- ・本学の品位を傷つけると判断されるもの。
- ・本学を個人的な利益や営利目的に利用するもの。
- ・本学で行われている教育研究等を侮辱する内容を含むもの。
- ・その他、教育機関としてふさわしくない内容を含むもの。

※事前に企画書等を提出し、本学の内諾を得ること。

3. 撮影許可の条件等

①撮影料は、原則として無料とする。ただし、通常の撮影と比べ、本学の負担がかなり大きいと考えられる場合は有料とすることがある。その料金については別に定める。

【有料となる場合の例】

- ・撮影が本学の休業日及び職員の勤務時間外に及ぶ場合で、職員の勤務が必要となる場合
- ・特殊な撮影に伴い多額の光熱水費が消費される場合 等

②ポスター、テロップ等により「宮崎大学」が撮影協力している旨を明記するものとする。

4. 申請

①本学の構内における撮影を希望する場合は、原則撮影の3日前（本学休業日を除く）までに企画書等を添え、企画総務部総務広報課に申し出るものとする。

②学内調整の上、内諾を得た場合は、速やかに別紙1「宮崎大学構内における撮影許可申請書」及び別紙2「誓約書」を提出するものとする。

5. 撮影収入の取扱

3－①により有料となった場合、職員の時間外勤務に応じて発生した収入は大学全体の収入、特殊な撮影による多額の光熱水費の消費等により発生する収入はその費用を負担する予算部局に配分するものとする。

附 則

この要領は平成22年7月22日から実施する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から実施する。

別紙 1

宮崎大学構内における撮影許可申請書

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

申請者（法人その他の団体にあつては、この申請にかかる責任者）

住 所：

団体名：

役職名：

氏 名：

連絡担当者

氏 名：

電話番号：

下記のとおり、貴学構内で撮影いたしたく、関係資料を添付のうえ申請します。

記

1. 撮影目的：

2. 撮影日時

令和 年 月 日（ ） ： ～令和 年 月 日（ ） ：

3. 撮影に参加する人数

- ・撮影スタッフ 名
- ・出演者 名
- ・入構する車両 台

4. 撮影使用場所

5. 添付書類

6. 備考

注）申請書に記載する情報は、宮崎大学構内における撮影許可手続き、連絡のための目的で利用するもので、これ以外の目的で利用または他に提供することはありません。

別紙2

誓 約 書

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

申請者

住 所：

団体名：

役職名：

氏 名：

撮影のため、貴学の施設等を使用するにあたり、下記事項を遵守し、貴学の指示に従います。

記

1. 教育研究等の妨げになる行為は行いません。
2. 貴学を意識的に悪意を持って報道したり、嘲笑したりするような意図はありません。
3. 貴学の品位を傷つける内容は含みません。
4. 貴学を個人的な利益や、営利目的に利用するものではありません。
5. 貴学（附属施設）及びそこで行われている教育研究等を侮辱する内容を含みません。
6. 撮影にあたっては、貴学学生、教職員等の権利を侵害することのないよう充分配慮します。
7. 付近住民へ迷惑のかかる行為は行いません。
8. 使用後は、現状に復帰します。
9. 貴学の施設等を滅失、損傷又は汚損したときは、その損害を弁償します。
10. 使用中に生じた事故・トラブル等については、その一切の責任を取ります。